

かしわら土産開発支援事業補助金募集要項

1. 趣旨

柏原市の特色と地域資源を活かした魅力ある土産品の開発とそれを市外からの観光客等に販売する取り組みを支援し、観光客等による消費の拡大と地域経済の活性化を図るため、必要となる経費の一部に対して補助します。

2. 補助対象者

柏原市内に主たる事業所を有する個人、または柏原市内に本店を有する法人であって、現に事業を継続している者。

前項の規定に関わらず、次に掲げる事業者等には補助金の給付はしないものとする。

- ア 暴力団（柏原市暴力団排除条例（平成25年12月20日条例第27号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（条例第2条第7号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団密接関係者（条例第2条第8号に規定する暴力団密接関係者をいう。）
- エ 営業に関して必要な許可等を取得していない者。
- オ 公共法人、政治団体、認可地縁団体及び宗教上の組織若しくは団体。
- カ その他柏原市商工会長が適切でないと認める者。

3. 補助対象事業

柏原市の特色と地域資源を踏まえて、土産品を新たに開発し、それを観光客等に販売する事業。

＜必須要件＞

- ・本補助金の交付決定後、最低2年間、お土産品として自店店舗で継続して当該商品を販売するよう努めること。
- ・開発された商品は、日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会が実施する『日本遺産推奨商品「もう、すべらせない！！」ブランド』に応募すること。
- ・商品は柏原市または日本遺産「龍田古道・亀の瀬」を想起できるもので食品の場合は長期保存が可能（3週間程度以上）なもの。

4. 補助対象経費

| 区分 | 内容 |
|-------|-----------------------|
| 原材料費 | 原材料購入に要する費用 |
| 容器包装費 | 土産品の容器又は包装資材の購入に要する費用 |

| | |
|-----------|--|
| 設備賃借料 | 機械装置等の賃借（リース・レンタル）に要する費用 |
| 委託加工費 | 材料を供給し、製造工程などの一部を外部に委託する費用 |
| 検査費 | 品質検査、栄養成分分析等に係る費用 |
| デザイン制作委託費 | パッケージ、ラベル等のデザイン制作の委託に係る費用（パッケージ、ラベルの印刷費含む） |
| 広告宣伝費 | 土産品の広告及び宣伝に要する費用 |
| 市場調査費 | 市場調査の委託料等 |
| その他経費 | 商工会長が必要と認める経費 |

5. 補助金の額

補助対象経費総額以内とし、上限を30万円とする。

6. 補助対象事業の選考方法

書類審査により、対象事業を決定します。（上限2件）

選考は、柏原市商工会において、事業計画書などの内容について審査基準に基づいて書類審査を行い最終決定します。

7. 審査基準

| 審査項目 | 内容 |
|----------|------------------------------------|
| 1 地域性 | 柏原市または日本遺産「龍田古道・亀の瀬」のイメージが想起できる商品か |
| 2 独自性 | 類似の土産品と比較し、秀でた特徴があるか |
| 3 計画の実現性 | 事業実施スケジュールに実現性が見込めるか |
| 4 市場性 | 土産品の販売価格として適正であり、今後流通していく見込みがあるか |

8. 申込方法

(1) 提出書類

- ① 補助金給付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 見積書（補助対象経費の算定根拠となる資料）
- ⑤ その他柏原市商工会長が必要と認める書類

(2) 申請期間と申請方法

令和4年5月25日から令和4年7月15日まで

必要書類一式を柏原市商工会に提出してください

(3) 留意事項

1 申請者につき、申請は1つまでとします。

9. 補助金の支払いについて

補助対象事業が終了した後、領収書などの証拠書類を添付した実績報告書（様式第5号および様式第6号）を提出していただき、柏原市商工会で精査した上で補助金確定通知書（様式第7号）をお渡しします。補助金確定後、柏原市商工会に給付請求書（様式第8号）を提出いただきますと、補助金をお支払いします。

10. 補助決定者の責務

- (1) 補助決定者は、本事業で開発した土産品の販売を補助金給付決定日から最低2年間、同商品の販売を継続するよう努めること。
- (2) 補助決定者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の給付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して、補助金の返還を求めます。
 - ①虚偽その他不正な手段により補助金の給付決定を受けたとき。
 - ②補助金の給付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
 - ③補助対象事業を中止したとき。
 - ④その他補助金の給付決定に不当でない事実が判明したとき。

11. 留意事項

- (1) 申請された書類は返却しません。
- (2) 申請及び審査に要する費用は、申請者の負担とします。

12. 問合せ先

柏原市商工会（柏原市上市1丁目2番2号）

電話 072-972-0881